
第2節 健康領域別の取り組み

- 1) 食育
- 2) 歯・口腔「小山町歯科保健計画」
- 3) 身体活動・運動
- 4) 休養・こころ
- 5) たばこ・アルコール

2-1) 食育

(1) 現状と課題

《ライフステージ別》

①妊娠期

- マタニティスクールにおいて、妊娠中の栄養・食生活について意識啓発を行っています。より多くの妊婦に妊娠中から質の高い情報を提供していくことが必要となっています。

②乳幼児期

- 乳幼児期については、各種健診時以外に、気軽に離乳食や幼児食の相談ができるよう「のびのび子育て相談」を開催しています。
- 離乳食における正しい知識の普及と調理へのとりかかりに対する不安の解消を目的に赤ちゃん教室「ぴよぴよ」、1歳児教室「よちよち」を開催し、離乳食や幼児食の講習・試食を行っています。
- 3歳児健康診査に食品カードや塗り絵教材を使って学ぶ食育コーナーを設けています。
- 3、4歳児を対象に、調理を通して、楽しく食べる子ども達を増やし、豊かな食体験を積み重ねていく家庭を増やすことを目的として「はじめてのクッキング」を開催しています。幼児期からの体験が良い結果につながっているとの声も多いことから、より確かな結果を出していくためにも事業を継続していく必要があります。
- 5歳児を対象に、畑づくりの「レッツ5ファーム」から料理体験の「レッツ5キッチン」までの総合事業「レッツ5食育」を実施し、子ども達がもつ能力を最大限に引き出し、その楽しさや喜び、達成感などを育むことを目指しています。併せて保護者・支援者への事業説明会や参観等を行い、今後も事業を通じてソーシャルキャピタルの構築とマインドフルネス食事法^{*}の推進を図っていくことが必要です。

③学童期・思春期

- 学校の食育関係者を対象にした講習会や事業説明会を開催し、食育啓発を行っています。
- 学童期における食育の機会として、栄養指導、教育ができる管理栄養士による、巡回歯科教室、家庭教育学級等の場があります。
- 学校定期健康診断の結果においては、肥満者の割合は減少傾向にありますが、肥満度20%以上の方や-20%未満の痩せすぎの方への栄養指導が必要です。〈表 1-2-8〉
- 家庭環境の多様化により、家庭における孤食が課題となっています。家族の絆を深めることや子どもの心の成長のために、孤食への対策が必要となっています。

④成人期

- 特定健康診査の結果を受けて、メタボリック症候群予防の必要な方を対象にした個別の特定保健指導を実施していますが、指導実施率を更に高めていく必要があります。
- 平成23年度に行った医療費分析結果によると、メタボリック症候群や高血圧、糖尿病等疾病対策が特に課題となっていることから、生活習慣改善の取り組みが必要となっています。

- 40 歳～50 歳代を対象にしたメタボリック症候群予防のための食育や団塊の世代の食生活改善等啓発活動が必要となっています。

⑤高齢期

- 町内各地域では、地域のボランティアにより、ふれあいサロンが盛んに行われています。これらのサロンは生きがい対策や閉じこもり予防、健康づくりを目的に行われ、ボランティアがつくる昼食は、食生活改善の啓発にもなっています。今後もふれあいサロンを通して、高齢者の食生活の質の維持向上を図っていく必要があります。
- 65 歳以上の高齢者を対象にした基本チェックリストを使った生活機能調査において、低栄養の傾向がある方には、栄養士の訪問指導等を行っています。高齢による身体の変調や家庭環境の変化により、食生活の質が低下していく場合もあることから、適切な支援が必要となっています。

《健康づくり食生活推進事業》

- 家庭の主婦が身近なところから食生活改善に努めてもらうことが、地域へ効果的に広がっていくことにつながります。食推部（婦人会健康づくり食生活推進部）が主体となって住民を対象にした親子食育教室、バランスの取れた食事や牛乳乳製品を使った料理教室、エコクッキング、メタボ予防等生活習慣病予防のための各種料理講習会などを開催しています。今後も住民活動の充実を支援していくことが必要です。
- 食推部が家庭や地域における食生活改善の啓発活動の核となるよう研修の機会を確保することが必要です。

【健康づくりアンケートの調査結果】（平成 24 年 6 月実施）

《参考 2 p96》

- 健康づくりに気をつけていることについて、「食事・栄養に気をつけている」と答えた方は 46%、「肥満にならないようにしている」と答えた方は 37%であり、健康づくりの中でも、栄養・食生活への関心は比較的高くなっています。
- 毎日の食事について気をつけていることについて、「特に何もしていない」と答えた方は 10%であり、多くの方が毎日の食事に何かしら気をつけています。とりわけ、「三食きちんと食べるようにしている」67%、「栄養のバランスに気をつけている」52%、「家族と一緒に食事をするようにしている」51%といったことは半数以上の方が気をつけています。
- 年齢別にみても、20 歳代、30 歳代では「家族と一緒に食事をするようにしている」との回答の割合が高く特徴的となっています。また、「20 歳代」では「食べることを楽しむようにしている」との回答も多く、家族と一緒に楽しく食事を取ることを心がけている様子がうかがえます。
- 「50 歳代」では「油・塩分のとりすぎに注意している」の回答が多く特徴的となっています。また、「栄養のバランスに気をつけている」の回答割合が他の年齢に比べて高く、健康に配慮した食生活に心がけている様子がうかがえます。
- 親子で料理をする機会について、「中学生以下の子どもがいない」「機会がない」の割合が約 60%となっています。
- 一方で、「20 歳代～40 歳代」の子育て世代においては、70%以上の方が親子で料理をする機会を有しています。
- おいしい水が自慢で、健康づくりに役立つと答えている方が 76%で、自然環境を活かし、地場産農産物も健康づくりの取り組みとして認識されています。

(2) 目標と基本方針

基本的な考え方

国においては、平成 17 年に食育推進法が施行され、健全な心身と豊かな人間性を育むため、食育に係る施策が推進されてきています。小山町では平成 20 年度に「小山町食育推進計画」が策定され、「心こめ つくり 味わう食と人」をキャッチフレーズに健康づくり対策など、他の施策と密接に連携をとりながら食育が推進されてきています。注意・関心を向け心をこめて味わう「マインドフルネス」と、お互いさまとか地域の信頼関係に基づく絆「ソーシャルキャピタル」を柱にして展開しています。

これからも小山町食育推進計画の理念を継続しながら充実を図っていきます。

目標 (目指す姿)

心こめ つくり 味わう 食と人 (小山町食育推進計画より)

町民一人ひとりが元気な身体と健やかな心の源となる食に関心を持ち、地域に培われている食がもつ良さを食生活に取り入れます。また、子どもからお年寄りまでがそれぞれの場面で健康的に食味を楽しみ、食の文化と健康との関わりを多くの方に伝えます。

基本方針

① 食を味わう力の育成と食を通した絆づくり

子どもも大人も、心から食を味わう力を身につけるとともに、家庭や地域で食文化を伝えあい、食を通して絆を深めます。

② 体に良い食生活の促進

働き盛りから高齢者までの幅広い世代において、生活習慣病予防のための減塩と野菜摂取量の増加等、食生活改善を推進します。

③ 食育推進環境の充実

農業や保健・教育分野など様々な関係機関・団体が相互に連携していくことで、食育を推進する環境を充実します。

(3) 施策の方向と主な取り組み

① 食を味わう力の育成と食を通した絆づくり

【施策の方向】

- ◆乳幼児期からの正しい食生活を身につけるため、離乳食や幼児食の時期からの良い食習慣形成に努めます。
- ◆将来、健康の管理ができるように子どもが料理に関心を持つ取り組みを行います。
- ◆子どもの孤食をなくし、家庭で食卓を囲む食事を推進します。
- ◆地域の幅広い世代が食を楽しむことのできるイベント等の取り組みを支援します。
- ◆富士山麓の環境や豊かでおいしい水のある環境の良さを食育推進に取り入れていきます。

【主な取り組み】

赤ちゃん教室「ぴよぴよ」、1歳児教室「よちよち」、3歳児健康診査食育コーナー、はじめてのクッキング、レッツ5食育（5歳児を対象に、「レッツ5ファーム」「ブレキッチン」「レッツ5キッチン」を実施し、食の楽しさや喜び、達成感などを育む）、**新**手作り弁当の日（食育の一環として子供が自ら調理し、食への関心を高める日）

② 体に良い食生活の促進

【施策の方向】

- ◆栄養に関する訪問指導において、保健師が生活全体の相談・調整を図りながら、栄養士が専門的かつ継続的に関わり、効果的な訪問指導を行います。
- ◆健康保持や体質改善のため、食生活改善に関心をもち、体質・体調に応じて栄養を考えた食生活の実践力を身につけることができるように支援します。
- ◆高血圧や糖尿病予防のために食塩摂取量の減少や野菜摂取量の増加等の食生活習慣改善に取り組みます。
- ◆一人ひとりに合った食生活改善プログラムを提供するとともにグループでの改善活動を支援します。

【主な取り組み】

特定保健指導、けんこう集会（栄養士派遣）、健康づくり食生活推進部講習会、**新**減塩啓発活動、**新**男性対象の健康料理教室、**新**食べ過ぎ・飲み過ぎ防止活動、**新**料理選択型栄養教育（普段料理する機会のない男性や高齢者等が、料理カードやバイキング料理などの演習で選ぶ力を身につける取り組み）

③ 食育推進環境の充実

【施策の方向】

- ◆学校給食や食育を通して、正しい食習慣を身につけるために関係者の連携を図ります。
- ◆料理教室を開催しやすい環境づくりに努めます。
- ◆「食育の日」や「食育月間」に合わせた行事により食育啓発を推進します。
- ◆食を通じて「命」の大切さを学ぶなど身体だけでなく心の成長を促す取り組みを推進します。
- ◆健康な食生活に貢献する飲食店や食料販売店等を増やします。
- ◆農業生産者と消費者のつながりを深めるため、生産地や食材・料理について互いに関心が高まるような取り組みを推進します。
- ◆給食への地場産農産物の使用を推進します。
- ◆地産地消を促進する環境づくりに努めます。

【主な取り組み】

「食育の日」「食育月間」啓発活動、食農体験、ホームページ食育情報発信サイト、**新**健康野菜市（健康フェスタなどのイベントにおいて町内で生産された野菜を健康と関連付けて販売する取り組み）、**新**健康マイレージ運動（住民一人ひとりの健康づくりの取り組みを健康ポイントとして還元する取り組み）

■目標指標

指標	現状値 (H23)	中間目標値 (H29)	備考
食べることを楽しんでいる子育て世代の割合	87.1	90%以上	5歳児保護者アンケート (レッツ5食育)
朝食を家族で食べる年長児の割合	—	100%	朝食摂取状況調査
朝食を家族で食べる小学6年生の割合	—	100%	
家庭で調理体験がある中学1年生の割合	—	増加	朝食摂取状況調査
夕食後に週3回以上間食をしない方の割合（40～60歳代）	88.4%	95%以上	特定健康診査問診
肥満（BMI25以上）の割合（40～60歳代）	27.5%	20%以下	特定健康診査
塩分のとりすぎに気をつけている方の割合	—	増加	がん検診問診
学校給食に地場産品を使用する割合（県内産）	35.4%	40%	ふるさと給食週間の実施内容報告

2-2) 歯・口腔 「小山町歯科保健計画」

※ 本項の内容は、「小山町民の歯や口腔の健康づくり条例」に定める歯科保健計画です。

計画策定の背景

①趣旨

- 歯や口腔の健康は、全身の健康を保持増進したり、質の高い生活を維持したりする上で重要な役割を果たしています。このため、すべての町民が日常生活においてライフステージに応じた歯科疾患の予防に取り組むことが重要です。
- 国においては、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するため、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行され、これに基づき「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」について検討が行われています。
- 静岡県では、平成 21 年 12 月に「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」が施行されており、歯や口腔の健康づくりに係る施策を推進しています。
- 町では、平成 23 年 12 月に「小山町民の歯や口腔の健康づくり条例」が施行されました。今後、口腔の健康づくりと食との関連に注目し、おいしく食べ続けるために、よく噛める口腔機能の維持・向上を図ることを重視した施策を推進するものです。

②位置づけ

- この計画は、「小山町民の歯や口腔づくり条例」の第 7 条に定める歯科保健計画であり、「第 3 次小山町保健計画」の部門別計画として一体的に策定しています。また「小山町食育推進計画」等との関連性を重視した計画です。

③構成と期間

- 歯や口腔の健康づくりに係る基本方針や目標、施策のほか、計画の推進に必要な事項を定めています。
- 計画期間は平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間とします。

(1) 現状と課題

①妊娠期

- 県下に先駆けて実施された妊婦歯科健診ですが、受診率は30%程度であることから、受診内容の見直しや実施場所、機会を拡充するなど、受診率を向上していく必要があります。〈表 2-2-1〉

〈表 2-2-1〉 ■妊婦歯科健康診査受診状況

年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
受診券交付数(人)	188	193	161	183	173
健診受診人数(人)	45	67	44	39	55
受診率(%)	23.9	34.7	27.3	21.3	31.8

②乳幼児期

- 平成 23 年度の幼児におけるむし歯り患率をみると、1 歳 6 か月児健康診査（歯科）では 1.13%、2 歳児歯科健康診査では 6.8%、3 歳児健康診査（歯科）では 27.7% となっています。3 歳児のむし歯り患率が県平均に比べ高く対策が必要です。また、町内保育園、幼稚園の歯科健康診査の結果、5 歳児のむし歯り患率は 42.5%で県平均と同率の状況で、経年的には減少しています。〈表 2-2-2〉
- 平成 23 年度の 3 歳児健康診査（歯科）でむし歯が 5 本以上ある児は 6.4%、5 歳児の歯科健診結果ではむし歯が 5 本以上ある児は 16.0%と、複数のむし歯をもつ重症者が多いことから親への正しい知識を普及し、日常的な予防意識の啓発と歯科医院における予防歯科管理のための受診を促進する必要があります。
- 1 歳 6 か月児から 3 歳児にフッ化物応用^{*}によるむし歯予防対策をしているのは、県内の 35 市町の内、平成 23 年度は 31 市町ですが、小山町では未実施となっています。住民サービスの地域格差をなくすためにもむし歯予防対策を再検討する必要があります。

③学童期・思春期

- 平成 23 年度のむし歯り患率（永久歯）は、小学校で 14.2%、中学校で 43.1%となっています。また、一人平均永久歯むし歯経験歯数（DMFT）は、小学生で 0.4 本、中学生で 1.2 本となっています。経年比較してみると、り患率及び DMFT とともに年々減少しています。今後も巡回歯科教室等での啓発が重要となります。〈表 2-2-3〉〈表 2-2-4〉
- 平成 23 年度の中学 1 年生（12 歳）の永久歯むし歯り患率は、35.6%で、DMFT は、0.9 本となっています。〈表 2-2-3〉
- 歯周疾患の要精密者数は、減少傾向ですが、平成 24 年度の健診結果では、歯周疾患の有所見者は中学校全体では 47 人（8.5%）で、その内、要精密者 7 人、要観察者 40 人と、一歩手前の要観察者が目立つことから、今後は重症化防止の対策が必要となっています。また、中学 3 年生（15 歳）の有所見者は 13 人（6.8%）となっています。

〈表 2-2-2〉 ■乳幼児のむし歯り患率の推移

	年度	対象児 (人)	受診児 (人)	受診率 (%)	むし歯 り患児 (人)	り患率 (%)	むし歯 5本以上の り患児 (人)	むし歯 5本以上の り患児率 (%)
1歳6か月児 健康診査 (歯科)	平成19年度	203	194	95.6	7	3.6		
	平成20年度	155	143	92.3	2	1.4		
	平成21年度	184	171	92.9	3	1.75		
	平成22年度	196	184	93.9	4	2.17		
	平成23年度	155	151	97.4	2	1.13		
静岡県	平成23年度	—	—	96.8	—	1.27		
2歳児歯科 健康診査	平成19年度	—	197	—	6	3.0		
	平成20年度	—	104	—	6	5.8		
	平成21年度	—	141	—	13	9.2		
	平成22年度	—	157	—	13	8.3		
	平成23年度	—	132	—	9	6.8		
3歳児 健康診査 (歯科)	平成19年度	182	170	93.4	48	28.2	17	10.0
	平成20年度	182	171	94.0	47	27.5	12	7.0
	平成21年度	196	184	93.9	35	19.0	10	5.4
	平成22年度	199	187	94.0	41	21.9	8	4.2
	平成23年度	206	202	98.1	56	27.7	13	6.4
静岡県	平成23年度	—	—	95.5	—	14.69		
5歳児 歯科健康診査	平成19年度	200	200	100	113	56.5	48	24.0
	平成20年度	176	173	98.3	83	48.0	38	22.0
	平成21年度	187	186	99.5	104	55.9	55	29.0
	平成22年度	159	158	99.4	75	47.5	42	26.6
	平成23年度	184	181	98.4	77	42.5	29	16.0
静岡県	平成23年度	—	—	—	—	42.5		16.0

〈表 2-2-3〉 ■小学生・中学生におけるり患率等の推移

	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
乳歯＋永久歯 り患率(%)	小学校	65.8	63.7	61.8	60.9	55.8
	中学校	55.6	55.2	47.9	41.8	43.5
永久歯り患率(%)	小学校	25.1	17.0	17.6	18.3	14.2
	中学校	60.0	51.9	40.6	41.0	43.1
一人平均永久歯の むし歯経験歯数 (DMFT) の推移	小学校	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4
	中学校	2.4	1.8	1.5	1.5	1.2
歯周疾患要精密者数 (人)	小学校	15	17	9	6	0
	中学校	25	6	27	0	2

	年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
中学 1 年生(12 歳)	り患率(%)	47.5	47.7	31.0	34.7	35.6
永久歯	DMFT	2.1	1.4	0.9	1.1	0.9

〈表 2-2-4〉 ■巡回歯科教室の参加者数の推移

	年度	対象	参加児童数(人)	参加保護者数(人)	全参加者数(人)
巡回歯科教室	平成 19 年度	小学 1・2・3・4 年生	340	116	456
	平成 20 年度	小学 1・2・3・4 年生	294	176	470
	平成 21 年度	小学 1 年生	187	115	302
	平成 22 年度	小学 1 年生	186	154	340
	平成 23 年度	小学 1 年生	169	154	323

④成人期

●成人歯科健康診査は、40 歳、50 歳、60 歳、70 歳の節目である時期に行っています。働き盛りの年齢が含まれるということもあり、平成 23 年度の実績は対象者 1,075 人中、受診者は 73 人（受診率 6.8%）と、歯科保健に対する関心の低さが見受けられます。成人歯科の意識高揚が何よりも課題といえます。また、健診の対象年齢や機会を増やすことなど幅広い年齢への啓発が必要となっています。〈表 2-2-5〉

●また、その結果は、受診者 73 人中、要指導は 4 人（5.5%）、要精密検が 58 人（79.5%）となっています。80%以上の方が口腔内に何らかの所見が認められている状況です。

〈表 2-2-5〉 ■成人歯科健診結果の推移

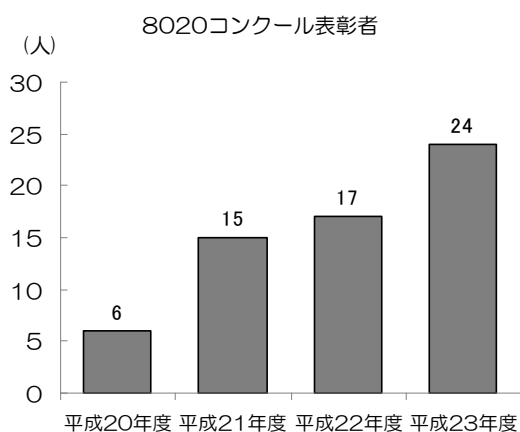
	年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要指導(人)	要精密(人)
成人歯科健診	平成 20 年度	1,005	80	8.0	10	50
	平成 21 年度	1,092	63	5.8	9	47
	平成 22 年度	1,032	61	5.9	13	43
	平成 23 年度	1,075	73	6.8	4	58

⑤高齢期

- 8020 コンクールを実施し、80歳で20本以上自分の歯を持っている町民を敬老会で表彰することにより、歯科保健への関心を高め、健康づくりを推進しています。平成23年度は24人がコンクールに参加し、全員が8020該当者でした。今後コンクール応募者が増えるよう、啓発を充実させていく必要があります。〈表2-2-6〉
- 高齢者の基本チェックリストによる歯と口腔の二次予防対象者に対し、口腔機能の維持向上のための取り組みを推進していく必要があります。〈表2-2-7〉

〈表2-2-6〉 ■8020表彰対象者の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
表彰者数(人)	6	15	17	24



〈表2-2-7〉 ■口腔機能向上教室参加者数の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
口腔機能向上教室 二次予防対象者数(人)	149	150	81	428
参加者数(二次予防対象)(人)	24(24)	8(8)	6(5)	12(12)

〈8020推進員活動〉

- 8020推進員として、啓発活動を継続しているのは、平成23年度は保健委員30人で、啓発活動実績は、延べ217人となっています。さらに、効果的な啓発を行うためには、8020推進員の増員と啓発実績をあげていく必要があります。

(2) 目標と基本方針

基本的な考え方

口腔機能の低下は、主として歯の喪失によって引き起こされ、歯の喪失は、むし歯と歯周病に代表される口腔疾患がその原因となっています。これらはいずれも蓄積性の疾患であり、食べている限り生涯その発病のリスクが伴います。そのため生涯にわたって口腔の健康を維持するには、乳幼児期から成人・高齢期までの各ライフステージにおける一貫した対策が必要です。

各ライフステージのなかでは、むし歯は一般的には小児期においてフッ素を利用した予防が定着しつつあり評価されています。一方、母子保健及び学校保健の取り組みでは、噛み合せや偏食、歯周病等にまだ課題を抱えています。

また生まれてから学校保健の時期まで行われてきた予防対策が途切れてしまい、成人及び高齢者の口腔の健康は、個人の責任として取り組まれているのが現状です。その結果、多くの方の関心は低く、成人期以降の歯科口腔保健の一次予防対策の遅れ、要治療者の未受診などの課題へとつながっています。

「8020運動^{*}」を思春期や成人期からの歯科保健対策の目標としてさらに住民に周知し、今後の行動計画を立て具体的に組み込んでいく必要があります。

目標（目指す姿）

生涯おいしく味わうことができる歯と口腔の健康づくり

小山町民の歯や口腔の健康づくり条例に基づき、生涯を通じて健康の源である食をおいしく味わうことができるよう、歯の疾患予防への関心と知識、実践力の充実を図っていきます。また、行政と町民、歯科保健推進関係者が一緒になって歯と口腔の機能を維持・向上する歯科保健対策の推進を図ります。

基本方針

① 一人ひとりが取り組む歯と口腔の機能の維持向上

年齢に応じた歯と口腔の健康づくりにおいて、町民一人ひとりの取り組みが向上するような施策を推進します。

② 歯や口腔の健康と全身の健康との関連した取り組み

歯や口腔の健康状態は、身体全体の健康にとっても重要な要素であり、健康づくりを啓発する諸機関との連携が必要です。

食べ物を歯でよく噛めることは、豊かな食生活だけでなく、運動や学習の集中力を生み、胃腸の消化機能を助けます。歯科保健対策の中で、糖尿病等の生活習慣病予防や高齢期の低栄養予防、脳活性による認知症予防対策とも連携し、よく噛める歯と良好な口腔の状態の維持・向上を推進します。

③ 歯と口腔の健康づくりのための環境整備

歯科保健教育や啓発に携わる関係者や住民組織の資質向上を図ります。そして、それら関係者間の連携体制の充実を図ります。

また、介護を必要とする高齢者や障がい者等、歯科健康診査や治療が受けにくい方のための受診、治療環境を整備します。



おやま健康フェスタ 歯の相談コーナー

(3) 施策の方向と主な取り組み

① 一人ひとりが取り組む歯と口腔の機能の維持向上

【施策の方向】

- ◆母子健康手帳の交付の際に、妊婦歯科健康診査の受診推奨をして、妊婦自身の歯の健康管理の重要性について啓発します。(妊娠期)
- ◆マタニティスクール等を活用して、母子歯科保健教育の充実を図ります。(妊娠期)
- ◆定期的に幼児の口腔状態を把握し、歯科保健指導の充実を図ります。(乳幼児期)
- ◆特に歯を守るための食習慣の基礎づくりや噛めることの大切さを認識できるような食育の取り組みを推進します。(乳幼児期・学童期・思春期)
- ◆永久歯に生え代わる時期の小中学校で、効果的なブラッシング法が身につくよう巡回歯科教室の充実を図ります。(学童期・思春期)
- ◆幼児へのフッ素塗布の導入について検討・推進します。(乳幼児期)
- ◆フッ素配合歯磨き剤の使用やフッ素ジェル歯ブラシ塗布などの予防歯科対策の推進を図ります。(乳幼児期・学童期・思春期)
- ◆学校における食後の歯磨きを励行します。(学童期・思春期)
- ◆むし歯予防対策の一つとして、フッ素入り歯磨剤の正しい利用を促進します。(乳幼児・学童期・思春期)
- ◆歯周疾患を早期に発見するために、成人歯科健診の充実と受診率の向上を図ります。(青年期以降)
- ◆かかりつけ歯科医師によるプロフェッショナルケアとセルフケアの重要性を啓発します。(学童期・思春期以降)
- ◆歯科疾患の予防対策の推進とともに、義歯の機能や管理方法等の健康相談・教育の推進を図ります。(壮年期以降)

【主な取り組み】

妊婦歯科健康診査、1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査、巡回歯科教室、成人歯科健康診査、**新**フッ化物応用等予防歯科対策（むし歯や歯周病予防のためにフッ素塗布やフッ素を使った歯みがきを実践する取り組み）

② 歯や口腔の健康と全身の健康との関連した取り組み

【施策の方向】

- ◆自分の歯を60歳で24本以上、80歳で20本以上保つために、地域における健康教育及び健康相談事業を通じて、適切な食生活を含めた歯科保健知識の普及を図り、成人歯科保健に対する意識の高揚に努めます。(青年期以降)
- ◆歯と口腔の健康によい食材を具体的に提案するような啓発活動に取り組みます。
- ◆8020推進員の増員と資質向上のための研修に取り組み、活動の活性化を図り、

住民の住民による啓発を推進します。

- ◆生活習慣病予防教育・相談において歯周病予防の啓発に努めます。
- ◆糖尿病り患者と歯周病り患者の相互の指導に向けた医科と歯科の連携体制を創り推進します。
- ◆口腔機能向上プログラムの内容を栄養改善プログラム、運動器の機能向上プログラム、認知症予防プログラム等に取り入れ、連携プログラムで介護予防事業に取り組みます。

【主な取り組み】

8020 推進員育成、介護予防口腔機能向上事業、けんこう集会（歯科衛生士派遣）、**新**歯ッピー噛むカム運動（噛む力を維持・強化するために食べる煮干などを活用して啓発する取り組み）

③ 歯と口腔の健康づくりのための環境整備

【施策の方向】

- ◆学校医の協力による意識啓発を推進します。（学童期・思春期）
- ◆寝たきりの高齢者や障がい者など口腔の健康づくりに特別な配慮を必要としている方の実態の把握に努めます。
- ◆通院のできない在宅の寝たきりの高齢者等に対する歯科保健の向上、生活能力の改善を図ります。
- ◆産業保健と地域保健との連携の推進を図ります。
- ◆保健師、歯科衛生士、栄養士、看護師、助産師、保育士、幼稚園教諭、学校教職員等、関係スタッフの研修会を開催するなど、指導者の資質の向上に努めます。
- ◆昼食後に歯磨きができる洗面台等の環境づくりを促進します。

【主な取り組み】

学校医による指導、関係者研修会、**新**障がい者等歯科対策、**新**歯磨き環境づくり対策（学校や会社の洗面場所などの環境を歯みがきしやすい場所にしていく取り組み）

■目標指標

指標	現状値 (H23)	中間目標値 (H29)	備考
妊婦歯科健康診査の受診率	31.8%	50%以上	
3歳児のむし歯り患率	27.2%	10%以下	
3歳児健診でむし歯が5本以上ある者の割合	6.4%	2%以下	
12歳児のむし歯り患率	35.6%	30%以下	中学1年生の永久歯
12歳児の一人平均むし歯経験歯数(DMFT)	0.9本	0.7本以下	中学1年生の永久歯
15歳児の歯周病有所見者率	6.8% (H24)	5%以下	中学3年生(要精密+要観察)
成人歯科健診の受診者数	73人	増加	
歯科保健指導教育の実施人数	918人	1,500人以上	地域保健事業報告
8020推進委員の人数	30人	100人以上	
8020推進委員の啓発延べ人数	217人	1,000人以上	

2-3) 身体活動・運動

(1) 現状と課題

①社会教育施設の利用促進

- 町内には総合体育館や多目的広場等の体力づくりが行える多くの社会教育施設が整備されており、近年の利用状況は下表のとおりです。生涯学習課と連携しながら、利用促進を図る必要があります。〈表 2-3-1〉
- 不特定多数の町民が利用する公共施設や公園といった地域環境は、健康づくりにも大きく影響します。また、長時間労働や劣悪な労働環境は、疾病や労働災害の発生を増やします。このため、地域環境の改善・健康化については、関係機関と連携して整備していく必要があります。一方、職場環境の改善・健康化については、町単独では難しい面もあるため、県や国に改善への働きかけをする必要があります。

〈表 2-3-1〉 ■社会教育施設の利用推移

区分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	利用者数(人)	使用回数(回)	利用者数(人)	使用回数(回)	利用者数(人)	使用回数(回)
総合体育館	53,709	1,627	53,085	1,283	43,541	1,497
小山球場	5,798	104	7,206	111	6,786	96
多目的広場	9,709	122	9,091	97	7,826	129
弓道場	1,193	421	893	309	686	311
柔道場	4,004	299	4,203	308	3,704	324
町立体育館	13,232	701	11,532	555	13,107	604
町民プール	3,122	33.5	3,433	38.5	3,318	35.0
パークゴルフ場	10,645	269	11,193	267	11,431	259
区分	平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	利用者数(人)	使用回数(回)	利用者数(人)	使用回数(回)	利用者数(人)	使用回数(回)
総合体育館	47,755	1,546	37,893	1,460	29,820	1,117
小山球場	4,428	79	7,054	98	5,217	105
多目的広場	5,452	73	6,714	103	6,620	122
弓道場	488	246	630	205	568	199
柔道場	3,638	341	3,525	271	3,547	296
町立体育館	10,782	569	9,835	646	廃止	
町民プール	2,373	30.5	3,250	39.0	2,865	32.0
パークゴルフ場	12,697	244	11,903	259	12,537	270

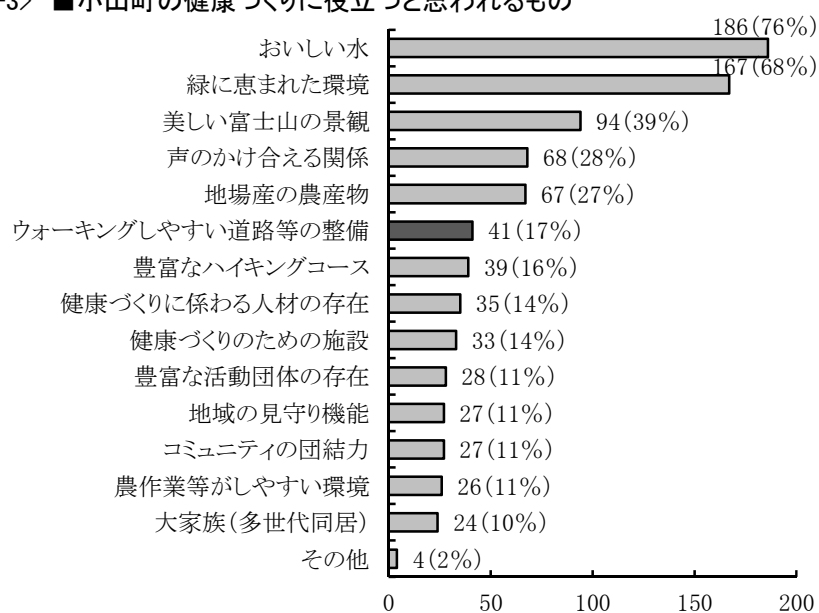
②自然を活かしたウォーキングコース

- ウォーキングは、自分の健康を自分で守り自分でつくるために身近で取り組みやすい身体活動の一つです。町内には豊かな自然と文化や歴史に出会える多くのウォーキングコースがあります。〈表 2-3-2〉
- 小山町の各種団体アンケートでは、小山町の健康づくりに役立つと思われるものとして、「ウォーキングしやすい道路等の整備」との回答が41人（17%）あります。歩くことを習慣化するためにも普段歩いている道路や歩道が、安全に楽しく歩けるよう望まれています。〈表 2-3-3〉

〈表 2-3-2〉 ■小山町おすすめウォーキングコース一覧

コースNo.	コース名	地区	距離(約km)
1	いにしえ(生土・神縄断層)コース	生土	6.0
2	県境散策コース	小山4区	6.0
3	遊女の滝コース	小山4区	8.2
4	「むかしと今」エンジョイコース	所領	5.2
5	金太郎の散歩道コース	成美	5.5
6	不老の滝をたずねるコース	中島・柳島	6.5
7	沼子弁天・金時遊歩道散策コース	中島・柳島	4.8
8	湯船原散策コース	菅沼・湯船	6.2
9	祖父の伝える信仰コース	明倫	5.5
10	富士山絶景コース	足柄	4.5
11	富士講の人々で賑わった宿場コース	足柄	3.2
12	戦返り線コース	足柄	5.5
13	足柄峠万葉史跡コース	足柄	2.3
14	足柄サービスエリア散策コース	桑木	4.5
15	わさび平散策コース	用沢・棚頭	5.5
16	唯念寺・奥の院石仏コース	上野	5.9
17	水菜の里～阿多野用水コース	阿多野・棚頭	5.0
18	田園風景コース	用沢	2.8
19	グリーンシャワーロードコース	用沢・大御神	4.6
20	用沢小僧・大胡田天神社コース	用沢・大胡田	6.0
21	緑ヶ丘・紅富台散策コース	須走	4.5
22	富士山パノラマコース	須走	4.9

<表 2-3-3> ■小山町の健康づくりに役立つと思われるもの



(2) 目標と基本方針

基本的な考え方

身体活動とは、従来からの運動に対して、考え方を広げた身体を動かすことの全てを含むもので、日常生活における労働や家事、通勤通学及び趣味等の生活活動も含んでいます。家事や仕事の自動化、交通手段の発達により身体活動量が低下してきたことから、食生活の変化とともに、近年の生活習慣病増加の一因となっています。

「身体活動・運動」は身体機能の維持や体力の向上、ストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進に役立つとともに、生活習慣病予防のために効果があることがわかってきています。

身体を動かす機会が減少してきている現代社会において、日常的に身体を動かしたり、子どもの頃から生涯を通じてスポーツ活動に親しんだり、積極的に身体を動かすことは、健康寿命の延伸を図る上でも重要です。

目標（目指す姿）

毎日気持ちよく身体を動かす習慣づくり

身体を動かすことは、身体機能の維持や体力の向上、ストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進に役立つとともに、生活習慣病予防のために効果があることから、町民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じて、日常的な生活の場面のなかで、身体を動かすよう心がけていくことを啓発します。

基本方針

① 身体活動の普及促進

子どもから高齢者までの幅広い町民に、イベントや行事、広報などの様々な機会を通じて、身体活動や運動の効果について正しい知識を普及し、適切な運動量や活動量への生活習慣改善を推進します。

② スポーツとレクリエーション活動への参加促進

おやま健康フェスタ、地域住民の参加する体育大会、その他身近なスポーツやレクリエーション活動等への参加を促進します。また、健康づくりを目的とするサークルや教室の開催を支援・整備し、町民の選択の幅を広げ活動を推進します。

③ 運動のための環境整備

公園・広場や安心して歩くことのできる道路において、体操やウォーキングのしやすい環境となるよう創意工夫を図ります。

④ 住民リーダーの育成とグループづくりの支援

身体活動や運動については、誰もが参加者になれると同時に、住民のリーダーやサポーターとなることができます。個人で取り組む身体活動や運動も大切ですが、地域の仲間と参加する機会を増やし、楽しく生きがいを持って健康生活を送ることができることは、大切な要素であることから、住民リーダーの育成とグループづくりを支援します。



団塊世代のメンズヨガ

(3) 施策の方向と主な取り組み

① 身体活動の普及推進

【施策の方向】

- ◆小中学校、高校などを通じて身体活動や運動効果の正しい知識の普及を推進します。
- ◆おやま健康フェスタに身体活動や運動に関するプログラムを組み入れます。
- ◆広報や無線放送、ケーブルテレビ等身近な広報媒体を通じて、高齢者向けの身体活動について実践を呼びかけます。
- ◆自分にあった楽しい運動を見つけやすくなるための情報発信を継続して実施します。

【主な取り組み】

身体活動啓発事業、高齢者転倒予防教室

② スポーツとレクリエーション活動への参加促進

【施策の方向】

- ◆町内で実施されるスポーツ、レクリエーション活動の情報や活動者の声を、広報や町ホームページを活用して情報発信します。
- ◆健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド）をもとに健診後の保健指導等において運動を推進します。また各種運動教室やウォーキング教室を充実します。
- ◆町民主体のスポーツとレクリエーション活動について、開催を支援します。

【主な取り組み】

おやま健康フェスタ、富士箱根トレイル

③ 運動のための環境整備

【施策の方向】

- ◆公園や広場の維持・管理を継続するほか、防犯対策や運動情報提供等を行い、さらに利用しやすくなるための改善を図ります。
- ◆日常的に歩く道路の歩道拡幅や段差解消など安全に歩くことのできる道路づくりを推進します。またウォーキングコースの整備やイベント性を付加してウォーキングを推奨します。
- ◆屋内トレーニングルームの利用促進のため、環境やソフト面での改善を図ります。
- ◆身体活動が自然に増えるよう、出かけてみたくなるような自然景観やイベントを活用した取り組みや環境整備、自家用車依存の軽減など多角的な取り組みを図ります。

【主な取り組み】

健康づくり資源マップ（ウォーキングルート、体操やレクリエーションのできる広場などを紹介するマップにより運動を啓発していく取り組み）

④ 住民リーダーの育成とグループづくり支援

【施策の方向】

- ◆身体活動や運動について、リーダーやサポーターとなる住民を育成します。
- ◆町内にいる身体活動や運動についての人的資源を発掘し、活用に向けた体制づくりを行います。
- ◆運動指導者の派遣や紹介をし、身体を動かすことを通じて健康づくりを楽しく実施するグループづくりを支援し、参加を促します。

【主な取り組み】

新健康づくり情報バンク（活動情報、運動指導者・住民リーダー・スポーツサークルのリストなどの情報を収集・発信する）

■目標指標

指標	現状値 (H23)	中間目標値 (H29)	備考
日常、歩行程度の身体活動を 1 日 1 時間以上実施する方の割合	53.5%	60.0%	特定健康診査問診
1 日 30 分以上汗をかく運動を週 2 回以上、1 年以上実施している方の割合	39.0%	45.0%	特定健康診査問診
けんこう集会（運動）実施回数	9 回	15 回	地域の依頼による出前教室

2-4) 休養・こころ

(1) 現状と課題

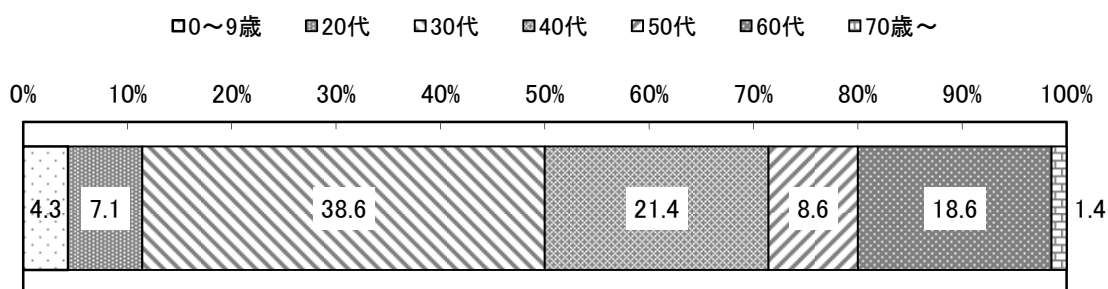
①こころの相談に関する取り組みの状況

- 24時間電話相談におけるストレス・メンタルヘルスに関する相談は全体の約10%で、その内30~40代が60%を占めています。〈表2-4-1〉〈表2-4-2〉

〈表2-4-1〉 ■ストレス・メンタルヘルスに関する相談件数の推移(24時間電話相談)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数(件)	70	73	70
総相談件数に対する割合(%)	—	10.4	9.4

〈表2-4-2〉 ■ストレス・メンタルヘルスに関する相談者の階層別割合(24時間電話相談)



- 町の保健師による保健活動では、精神保健の相談実人数が増加しているうえ、相談延べ件数も増えています。〈表2-4-3〉

〈表2-4-3〉 ■保健師活動実績 推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
精神保健相談実人数(人)	145	171	173	190
精神保健相談延べ件数(人)	294	193	501	499

(2) 目標と基本方針

基本的な考え方

心の健康と身体の健康は密接に関係しています。社会経済状況の変化や健康問題、地域、家庭、職場、学校等における様々な要因が影響し、うつ病等の精神疾患による休職や離職、ネグレクト等の子育て上の問題が顕在化しており、心の健康に関する施策のニーズが高まっています。特に、自殺については、社会的な問題となっており、総合的な対策を行っていく必要があります。

睡眠については、生活リズムや生活習慣病と密接な関係にあります。心と身体の両方には睡眠が重要な要素となっていることから、良質な睡眠を支援していく施策やうつ病や認知症の初期段階における身近な方の変化に気づきを促す施策を推進していく必要があります。

目標（目指す姿）

心のバランスを保ち、心と身体に優しい生活

充実した人生をおくるために現代社会では、休養や十分な睡眠、そしてストレスと上手につきあうことなどが、心や身体の健康を維持したり、また回復するための重要な要素となっています。

身体だけではなく心を休めて、明日への活力を養うことのできる休養を積極的に取ることを進めるほか、睡眠やストレスへの対応を啓発し、いきいきと自分らしく生きることのできるまちづくりを進めます。

基本方針

① ストレスを上手に解消する方法の啓発

自分自身にあったストレス解消方法を知り、ストレスと上手く付き合うことで心の負担を減らしていくことができます。このため、ストレス発散方法の紹介や実際に取り組んでいく時のきっかけ作りなどストレスの解消をサポートします。

② 心の悩みを相談できる環境の充実

町民の抱える心の悩みを相談できる機会や相談に当たる人材の確保を行います。また、心の悩みや病気に対する地域社会の正しい理解を促し、見守り支援していく環境をつくりまします。

③ 心身に疲れを溜めない上手な睡眠の啓発

睡眠は子供の心身の成長に重要であり、生活習慣病を予防し、高齢者の生活の質を高めるために大切な要素であることから、睡眠に関する正しい知識の普及や啓発活動を推進します。

④ 生きがいのある生活とやりがいのある役割の推進

町民にとって、生きがいややりがいと心身の健康とは深くつながっているとされていることから、地域活動や趣味の活動、人とのふれあい、社会貢献、就労等多様な活動を支援します。

(3) 施策の方向と主な取り組み

① ストレスを上手に解消する方法の啓発

【施策の方向】

- ◆ホームページやチラシを通じて、手軽に取り組むことのできるストレス発散の方法や機会を紹介します。
- ◆気軽に楽しむことのできる趣味の集まりの活動の様子や参加方法を具体的に紹介していくことで参加のきっかけづくりをサポートします。

【主な取り組み】

新 ころの健康づくり教室(ころの健康に不安のある方の不安を和らげていくため、ストレス対象法などを啓発・実践していく取り組み)

② 心の悩みを相談できる環境の充実

【施策の方向】

- ◆町民の抱える心の悩みを相談できる機会の確保を図ります。
- ◆より良い相談対応を目指して、臨床心理士・精神保健福祉士などの人材の確保と資質の向上を図ります。
- ◆電話やメールを利用した相談体制を検討・構築します。
- ◆町民に対し学校において、心の健康教育・心の健康講座を実施し、自分自身や家族のメンタルヘルスケアができる町民を増やすとともに、精神疾患に関する偏見を払拭します。
- ◆心の悩みや病気に対する地域社会の正しい理解を促すための啓発活動を行います。

【主な取り組み】

新 ころの健康相談(心の健康に不安のある方の悩みをサポートする取り組み)

③ 心身に疲れを溜めない上手な睡眠の啓発

- ◆睡眠や生活リズムと健康についての正しい知識と関心を高めるよう健康教育を行い、質の良い睡眠の啓発に努めます。

【主な取り組み】

睡眠キャンペーン

④ 生きがいのある生活とやりがいのある役割の推進

【施策の方向】

- ◆生涯学習関係機関との連携を図り、健康と生きがいについての意識啓発や情報提供を行う機会を通じて、町民一人ひとりの意識を高め、活動を促します。
- ◆広報などを通じて、町内でいきいきと活動する町民のようすを取り上げ、情報発信していきます。

【主な取り組み】

新健康生きがいづくり講座（いきがいの見つけ方についての講座）、**新**いきいきライフ投稿（住民のいきいきした活動を広報に掲載して紹介する取り組み）

■ 目標指標

指標	現状値 (H23)	中間目標値 (H29)	備考
小中学校の心の健康教育の実施校	0	全校 (8校)	平成24年度1校開始
心の健康教育の実施回数	6回	12回	地域保健報告 (衛生教育：精神)
睡眠で休養が十分取れている方の割合	76.4%	80.0%	特定健康診査問診

2-5) たばこ・アルコール

(1) 現状と課題

①禁煙啓発

- 近年は、町内の高校1年生に、毎年健康講座を行っていますが、その中で喫煙防止や受動喫煙※の内容を盛り込んでいます。〈表 2-5-1〉
- 平成16～17年度に禁煙環境づくりを重点事業として展開し、小中学校における禁煙教育を行ってきたことから、その後は校医や地域の薬学リーダーによる教育が行われています。
- 少子化により禁煙啓発対象者人口は減少していますが、啓発事業への参加人数も減少しています。全国データによると若者の喫煙は減少傾向にありますが、幅広い年代層に向けた啓発が必要です。

〈表 2-5-1〉 ■喫煙防止、受動喫煙防止啓発事業

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施回数(回)	5	7	6	3
参加者数(人)	249	227	200	188

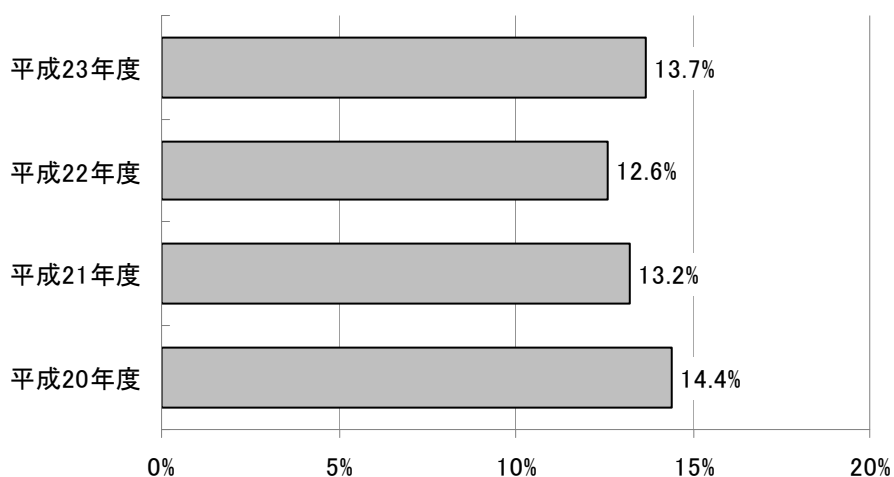
②喫煙の状況

- 特定健診問診結果をみると、平成22年までは減少傾向にありましたが、成23年には増加しています。喫煙者の80%が男性です。たばこについての正しい知識を普及し、禁煙・節煙を啓発していく必要があります。〈表 2-5-2〉〈表 2-5-3〉〈表 2-5-4〉〈表 2-5-5〉

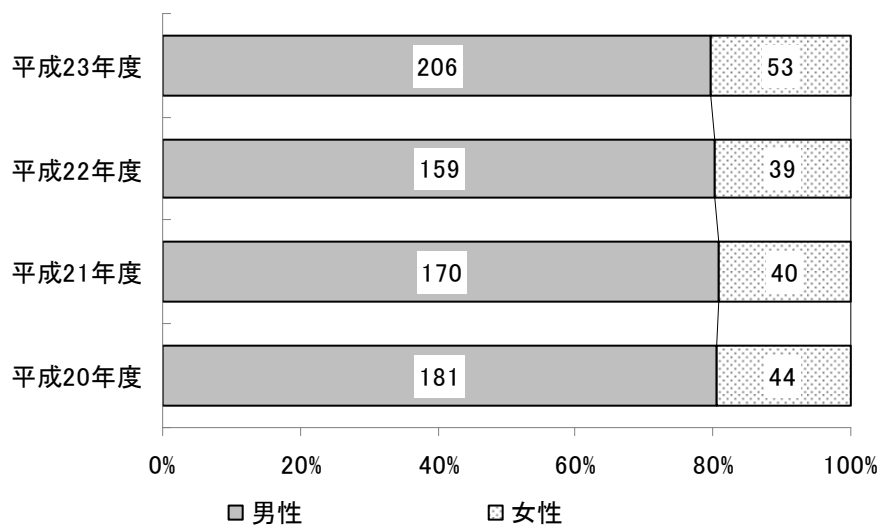
〈表 2-5-2〉 ■習慣的にたばこを吸っているか (特定健康診査)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
習慣的に吸っている(人)	225	210	198	259
吸っていない(人)	1,335	1,377	1,371	1,637
喫煙割合(%)	14.4	13.2	12.6	13.7

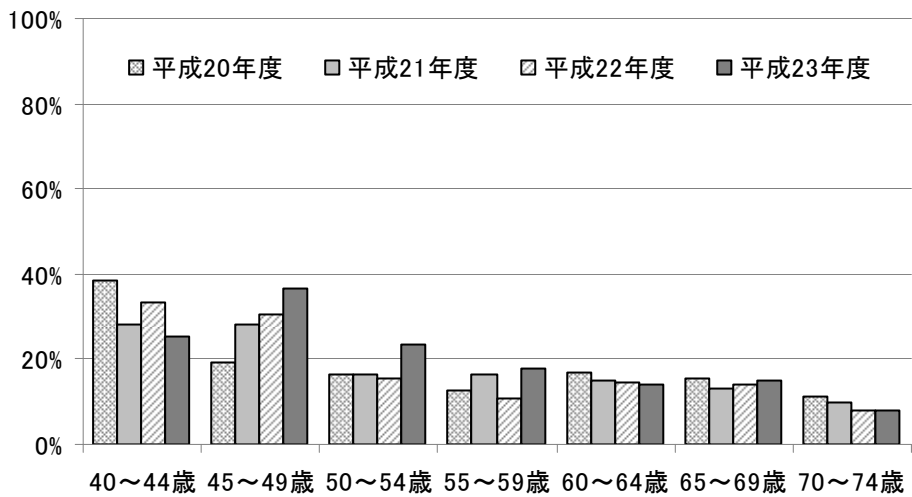
<表 2-5-3 > ■喫煙率の推移



<表 2-5-4 > ■たばこを吸っている男女の割合



<表 2-5-5 > ■たばこを吸っている方の階層別の割合



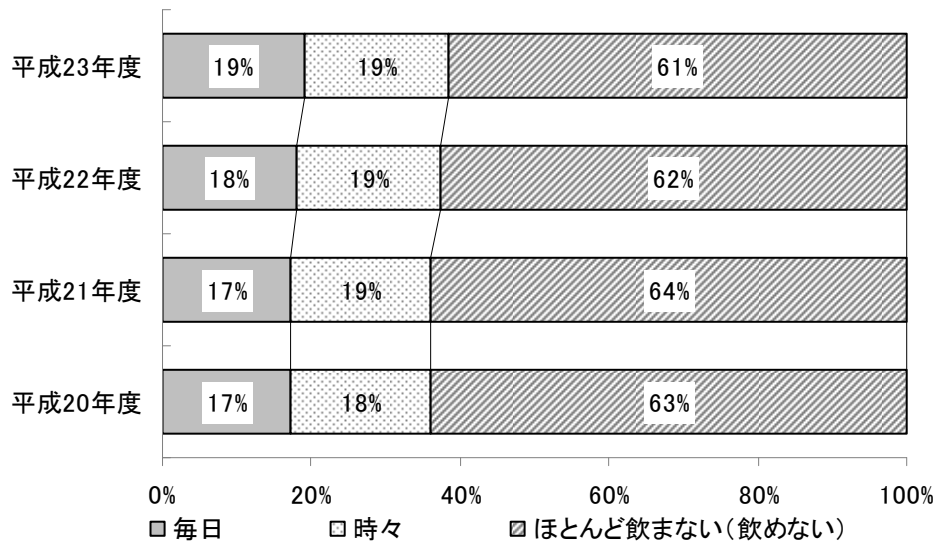
③飲酒の状況

●飲酒する方の割合は若干増えています。また、飲酒する方の10%が2合以上の飲酒量があります。アルコールについての正しい知識を普及し、適正飲酒を啓発していく必要があります。〈表 2-5-6〉〈表 2-5-7〉

〈表 2-5-6〉■お酒を飲む頻度

(人)

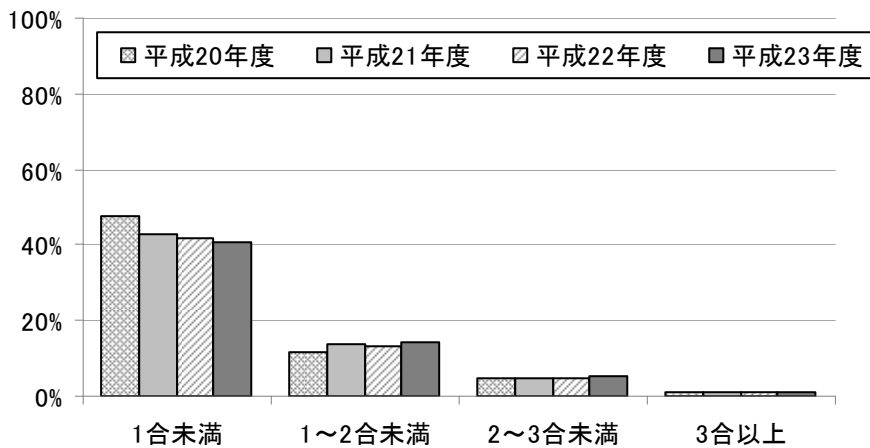
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
毎日飲む	264	272	281	357
時々飲む	288	295	304	359
ほとんど飲まない(飲めない)	984	1,012	976	1,148



〈表 2-5-7〉■飲酒日の1日当たりの飲酒量

(人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1合未満	743	683	658	773
1~2合未満	182	215	207	271
2~3合未満	76	74	76	97
3合以上	14	14	13	17



(2) 目標と基本方針

基本的な考え方

たばこには発がん物質を含む有害物質が多く含まれ、肺がんや食道がんをはじめとする主要な要因になっているほか、虚血性心疾患や脳卒中など多くの病気に大きな影響を及ぼしています。また、喫煙者自身だけでなく、受動喫煙による健康被害も問題となっています。

適量の飲酒は良い効果もあるとされますが、過度な飲酒は肝臓などへの悪影響やアルコール依存症となります。

たばこ・アルコールは健康に害のあることについての正しい知識の普及が必要です。

目標（目指す姿）

禁煙・適正飲酒の推進

たばこの健康影響に関する認識について、町民一人ひとりへの分かりやすい情報提供・伝達を整えます。また、提供された情報をもとに、自らの意志に基づく選択により、未成年の喫煙防止（防煙）、受動喫煙の害を排除・減少させるための環境づくり（分煙*）、禁煙希望者に対する禁煙支援及び喫煙継続者の節度ある喫煙（禁煙支援・節煙）に取り組みます。

アルコールと健康との関係について正確な知識を普及することで、過度な飲酒を減らしていく取り組みを進めます。

基本方針

① たばこの害の知識の普及

たばこの健康への影響について正しい知識を普及することで、未成年者や妊婦の喫煙防止、乳幼児をはじめとする非喫煙者の受動喫煙防止を推進します。

② たばこの害を防ぐ環境づくり

受動喫煙を防ぐため、公共的な施設や職場、家庭における禁煙・分煙対策に取り組みます。

③ 適正飲酒の推進

適度な飲酒は疲労を回復させる効果、熟睡させる効果、ストレスを解消して精神を安定させる効果があるとされていますが、過度な飲酒は肝臓をはじめとする進退に悪い影響を与えることがわかっています。アルコールに関する正しい知識の普及や指導、相談により適正飲酒を推進します。

(3) 施策の方向と主な取り組み

① たばこの害の知識の普及

【施策の方向】

- ◆たばこの健康影響（虚血性心疾患、脳卒中、慢性気管支炎、慢性閉塞性肺疾患、歯周病、流産、発育障害、ぜんそくなど）についての意識の普及啓発を進めます。
- ◆未成年者の喫煙防止を啓発します。
- ◆特定保健指導等を通じて禁煙指導を行います。
- ◆乳幼児健診における受動喫煙防止の指導を進めます。
- ◆妊婦の禁煙指導を進めます。
- ◆喫煙習慣を見直す機会を提供するなど禁煙を推進します。

【主な取り組み】

子どもへの禁煙教育、薬学講座、喫煙防止・受動喫煙防止啓発事業、妊婦禁煙指導事業

② たばこの害を防ぐ環境づくり

【施策の方向】

- ◆受動喫煙被害についての正しい知識の普及啓発を進めます。
- ◆町が設置・管理している施設の禁煙化・分煙化を図るとともに、多くの方が集まる公共的な施設において受動喫煙防止措置が図られるように関係機関に働きかけます。
- ◆職場、家庭における禁煙・分煙対策に取り組むよう啓発します。

【主な取り組み】

公共施設禁煙・分煙対策、事業所のたばこ対策支援

③ 適正飲酒の推進

【施策の方向】

- ◆アルコールの健康影響について知識を普及します。
- ◆未成年者の飲酒防止を啓発します。
- ◆グループや組織における適正飲酒に向けた話し合いを支援します。
- ◆健康診査後の事後指導を充実します。
- ◆アルコール依存者に対する相談及び関係機関への紹介を行います。

【主な取り組み】

適正飲酒啓発

■目標指標

指標	現状値 (H23)	中間目標値 (H29)	備考
特定健康診査受診者の喫煙率	13.7%	10%以下	平成 22 年度 12.5%
受動喫煙防止対策を実施している事業所の割合	—	50%以上	平成 21 年度 41.7% 町独自の実態調査